

# ～一般社団法人日本フレキソ技術協会入会のご案内～

## I. 日本フレキソ技術協会とは…

フレキソ印刷に携わる①印刷、製版会社、②機械、材料メーカーおよび商社、③関連業者、④その他で構成され、現在 120 社（2022 年 12 月末現在）の正会員と準会員で運営されております。

会の運営・事業の推進は通常総会において会員総意のもと方針を決め、理事会ならびに幹事会で具体的な内容について協議、実行しております。また、技術動向、市場動向の把握、意見交換を行うため、専門委員会として 8 委員会を設け、それぞれ活動を行っております。会員の方々は、当協会をユーザーとサプライヤーの交流の場として、技術の向上とフレキソ印刷の普及のための活動を行っております。なお、現在フレキソに携わっていなくても、関心をもち、技術の交流を行う意向をお持ちの方でも入会できます。

## II. 主な活動

総会ならびに技術情報交流会（12 月）を開催し、講演会や会員相互の懇親の場を設け、交流を深めております。また、時代の流れに即した最新情報を提供する技術研究会（年 3 回）、会員への情報伝達の一環として会報の発行（年 4 回）を行っております。

さらに、日本国内唯一のフレキソ関連イベント「フレキソ・ジャパン」を隔年で開催し、業界発展に寄与しております。

## III. 入会のご案内

各会員は、当協会主催の技術研究会、交流活動などイベントの通知と会報の配布がなされ、フレキソ関連分野の幅広い人達との情報交換や交流の機会を持つことができます。入会申込は協会ホームページからも可能です。

ホームページ <http://www.ftaj.org/>

※現在、ホームページからの入会は一時停止中

## IV. 会費

サプライヤー正会員は年額 5 万円、コンバーター会員は年額 3 万 6 千円。準会員は年額 1 万 8 千円。団体会員は年額 10 万円。年度始めに 1 年分を納入して頂きます。入会金は不要です。

なお、年度途中で 4 月以降の入会については、年会費は半額となります。

## V. 組織

【会 長】 (株)タカラ

【副 会 長】 (株)ヨシモト印刷社

【幹 事】

旭化成(株)

エスコグラフィックス(株)

FFGS グラフィックサプライ(株)

(株)クロスリンク・パシフィック

サカタインクス(株)

ザ・パック(株)

スーパーバッグ(株)

(株)SCREEN グラフィックソリューションズ

(株)精好堂

大日精化工業(株)

(株)太陽機械製作所

デュポン・スペシャルティ・プロダクツ(株)

D I C(株)

東洋インキ(株)

東洋紡(株)

ナベプロセス(株)

日本トーカンパッケージ(株)

富士フイルム グローバル グラフィックシステムズ(株)

ブラクスエア工学(株)

明昌(株)

レンゴー(株)

ロールテック(株)

【事 務 局】 (株)印刷出版研究所

一般社団法人日本フレキソ技術協会事務局

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町 534 川尻ビル 2 F

(株)印刷出版研究所内

Tel. 03(5155)7925 Fax. 03(5155)7930

◆加入申込み先

一般社団法人日本フレキソ技術協会 事務局

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町 534 川尻ビル 2 F

(株)印刷出版研究所内

Tel. 03(5155)7925 Fax. 03(5155)7930

..... キリトリ .....

『一般社団法人日本フレキソ技術協会』加入申込書

年 月 日

社 名	⑩
住 所	〒
電 話	
F A X	
メ ー ル	
営業内容	
会 費 額	¥
担 当 者	氏名
	役職 (所属部署)
	連絡先住所
	電話
	(上記の住所・電話と異なる場合はご記入ください)

※ホームページのリンクを  希望する  希望しない  
リンク先ホームページ \_\_\_\_\_

# 会費規約

第1条 この規約は定款第7条に基づき、本会の会費について定めることを目的とし、その金額を次の通りにする。

1. サプライヤー正会員（法人） 年額 50,000円
  2. コンバーター正会員（法人） 年額 36,000円
  3. 準会員（個人） 年額 18,000円
  4. 団体会員 年額100,000円
- 2 会費の年度は10月1日から翌年9月30日までとする。
- 3 ただし、各年度、半期となる4月以降の入会については、年会費を半額とする。

第2条 会員は協会からの請求書を受領後、毎年3月末までに全額を納入するものとする。

- 2 年会費の分納は、原則として認めないものとする。
- 3 年会費は、協会の指定する金融機関に振り込むものとする。

第3条 既納の会費は、原則として返還しない。

第4条 この規約の変更は、社員総会の決議を得て行うものとする。

## 附則

この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の成立の登記の日から施行する。

# 入会規則

(適用)

第1条 この規則は、一般社団法人日本フレキシソ技術協会（以下「本会」という。）への入会について、本会の定款6条に規定することのほかに、以下のとおり定めるものとする。

(資格)

第2条 定款第6条の規定によって、本会の会員として入会できる者は、次の各号に該当しなければならない。

- 一 本会の目的に賛同する者
- 二 本会の規約を厳守する者

(正会員の手続)

第3条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書に所定の事項をすべて記入し、署名又は記名押印し、本会事務局に提出しなければならない。

(規則の変更)

第4条 この規則は、理事会及び総会の決議を経て変更することができるものとする。

附則

この規則は、一般社団法人設立の登記の日から施行する。